

飯山市スポーツ推進委員派遣事業実施要領

1. 目的

飯山市民では地域におけるスポーツ推進の担い手として、地域行事などへスポーツ推進委員を派遣し、市民のスポーツ振興を図る。

2. 対象事業

飯山市民が参加する団体で、自治会などの団体、スポーツ団体、福祉団体などが行う事業のうち、ニュースポーツを行う行事とする。

3. 対象種目

委員が指導する種目は、ポッチャや囲碁ボール、キンボール等のニュースポーツを中心とする。
なお、年代によっては危険を伴う種目もあるため、その場合は調整する。

4. 事業の実施

事業の実施については、次のとおりとする。

- (1) 事業を実施しようとする者は、飯山市スポーツ推進委員派遣申請書により市に委員の派遣を申請する。
- (2) 市は、委員の派遣申請があったとき、その内容を確認し派遣が妥当と判断した場合に委員を派遣する。
- (3) 市は、派遣する委員を決定し、当該委員及び申請者へ通知する。
市は、事前に申請者と指導内容等について調整する。

5. その他

- (1) 派遣する時間は、2時間以内を基本とする。
- (2) 派遣料は無料とするが、施設使用料等の費用は申請者が負担する。
- (3) 派遣人数は、参加者おおむね20名に対し2人を基本とする。
- (4) 派遣する業務内容は、実技指導を基本とする。行事の取り仕切りは申請者が行う。
- (5) 派遣申請書は、実施日の1か月前までに市あてに提出する。
- (6) 事業に必要な会場や用具等は、申請者が準備(片付けも含む)する。
- (7) 活動中の参加者のケガ等については、申請者側で傷害保険等に加入し対応すること
- (8) 政治、宗教、営利を目的とする活動と判断したときは、委員を派遣しない。
- (9) この要領の目的に反する恐れがあるときや、委員の都合により派遣できない場合がある。